

病院勤務者勤務環境改善事業（概要）

1 事業開始

平成20年度から事業開始 ⇒ 平成30年度対象職種拡大

2 事業目的

病院が実施する、医師及び看護職員の勤務環境を改善し、離職防止、負担軽減、定着、再就業を支援する取組に対し、都が必要な経費を補助することにより、都内医療体制の安定的な確保に資することを目的とする。

3 対象病院

都内の病院（国、独立行政法人、地方独立行政法人、都及び公益財団法人東京都保健医療公社が設置する病院を除く。）

4 事業内容

病院勤務の医師及び看護職員の離職防止、負担軽減、定着、再就業を支援する取組に対して補助を実施

勤務環境改善及び再就業支援事業

◆復職研修事業

出産・育児・介護等により離職せざるを得なかった医師及び看護職員が、不安なく再就業し定着できるよう、指導担当者のもとで実施する復職研修事業

◆就労環境改善事業

病院に勤務する医師及び看護職員の負担を軽減し、働きやすい環境を整備することにより、離職防止と安定的な人材確保に資する事業
（例：短時間正職員制度、交代制勤務の導入、当直・夜勤負担の軽減等の勤務形態の導入・見直し）

【基準額】11,140千円 【補助率】1/2

◆相談窓口事業

女性医師等の仕事と家庭の両立支援のための相談窓口を設置し、相談対応や情報提供を実施する事業

【基準額】7,093千円 【補助率】1/2

チーム医療推進の取組

◆チーム医療推進の取組

各医療スタッフの専門性を発揮させ、医師及び医療関係職等との役割分担とチーム医療推進に資する事業

- 医師事務作業補助者（配置に伴う研修費用等）
- 専門性の高い看護師（研修受講期間中の人件費等）
- 院内助産・助産師外来（開設前後6か月間の人件費等）

令和2年度から補助対象を「特定行為研修」を受講する看護師にまで拡大

【基準額】6,700千円 【補助率】1/2

勤務環境改善整備事業

◆施設・設備整備事業

- 院内助産・助産師外来に必要な施設・設備の整備
- 休憩室・当直室等の新築、増改築又は改修に必要な施設・設備の整備

【基準額】施設5,040千円、設備3,811千円 【補助率】施設2/3、設備2/3